文部科学省委託事業「ケータイモラルキャラバン隊」札幌市 PTA 協議会研修会

知識とモラルを持って正しく利用

●主催:（株）情報通信総合研究所、文部科学省、札幌市PTA協議会
●共催:安心ネットづくり促進協議会　●後援:札幌市教育委員会

携帯電話（以下ケータイ）をはじめ、利用率の高まるスマートフォン（多機能携帯電話）の普及など、デジタル世代の子どもたちにとって、インターネットに接続する機会が増え、幅広く情報を得ることが日常的になっている。有害サイトへのアクセスによる犯罪被害のみならず、子どもが加害者になる事例も急増。子どもたちが安心して賢く利用するインターネット環境整備を進めるため、札幌市PTA協議会は文部科学省や安心ネットづくり促進協議会（安心協）と連携して、2月6日、札幌生涯学習センターちえりあ（札幌市西区）で研修会を実施した。研修会には、総務省　北海道総合通信局（電気通信事業課長　諏訪公男氏）も連携した国の取り組みを説明、スマートフォンなどの普及に伴う子どもの育成について、保護者や関係者が意識を共有する機会となった。

ごあいさつ

「ケータイとどう向き合うかが重要」

山本　清和氏
札幌市 PTA 協議会会長

最近、新聞やテレビで話題になったアメリカ人親子で交わされた「スマートフォン18の約束」で分かる通り、子どものケータイに関する問題は日本に限ったことではなく、今や世界的な問題になっています。しかし、日々進化していく情報通信技術に適応したケータイやスマートフォンは、われわれの仕事や生活に欠かすことのできない重要なツールになっています。その反面、ケータイに対する数多くのトラブルが発生し、多くの子どもたちが被害にあっています。子どもにケータイを持たせることは「もろ刃の剣」であることを保護者がきちんと理解しないと子どもたちを守ることはできません。こうした研修を通じて、子どものケータイとどう向き合うか、家庭内で話し合うきっかけづくりをしていただきたいと思います。

ケータイモラル、情報などに関する小学校、中学校での取り組み

文部科学省スポーツ・青少年局参事官（青少年健全育成担当）付青少年有害環境対策専門官　**関根　章文**氏

平成24年度「全国学力・学習状況調査」によると、小6の約36%、中3の約63%がケータイを持ち、北海道もほぼ同様の割合になっています。青少年インターネット環境整備法では青少年が利用するケータイにフィルタリングを設定して販売することが義務付けられているだけではなく、保護者にも、子どものケータイを購入する場合は、使用者が子どもであることを申し出なくてはいけない義務があります。また、子どものインターネット利用についてルールを決めるなど、見守る努力が必要です。（責務）

インターネット上のいじめへの対応では、ケータイやパソコンを通じて子どもの悪口を話し、誹謗（ひぼう）中傷を書き込んだり、映像を投稿したりという行動がメディアでも取り上げられています。平成23年度のネット上のいじめの認知件数は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると2992件で、いじめ全体の4・3%でした。インターネット上のいじめは発見するのが難しく、ケータイでメールをこそこそ見る、着信しているメールを見たがらないなど、子どもが発する危険信号に十分注意いただきたいと思います。

ケータイやスマートフォンは、生活を便利にするツールです。子どもも大人も知識とモラルをしっかり持って正しく利用するということが必要ではないでしょうか。

情報社会を健やかに生きる子どもを育むために
～見守る側としてできること&知っておきたいこと～

ネット教育アナリスト　**尾花　紀子**氏

アメリカのニュース番組で紹介された「スマートフォン18の約束」が、年初より日本でも話題になりました。母親が13歳の息子へプレゼントしたスマートフォンに添えた使用条件であるこの18の約束を、日米の家庭環境やネット事情の違いなどを考慮しながら翻訳・アレンジしたものを軸に、話を進めてまいります。

その前に、子どもたちが置かれている環境が、私たちの育った環境とまるで違うということを、しっかり認識する必要があります。それは、今、20歳前の未成年の子どもたちは、既にパソコンも、ケータイも、ネットもある、デジタル環境が全て整った後の時代に生まれてきたということです。ある程度成長した後でデジタル文化が登場し、その発展と共に人生経験を積み重ねてきた私たち大人とは全く異なる環境で育っているのです。

例えば、大学の授業などで副教材をダウンロードして目を通しておかなくてはいけないといったことも珍しくなく、入学時にはパソコンやタブレットなども必要な道具となります。もちろん、今の子どもたちは小学生のころから授業でパソコンやインターネットの使い方を学びますから、メールでレポート提出といったことにも対応できます。ネット環境の進化に教科書が追いつかない現状ですが、それでも子どもたちは新しいネット環境への適応力を求められています。また、「学習アプリを使うのでできればスマートフォンを持たせてください」という学習塾も出てきています。そういう時代であるということを前提に「スマートフォン18の約束」を紐解いていきましょう。ケータイ利用の場合「スマホ」を「ケータイ」に置き換えてお考えください。

まずスマートフォンを使うにあたって基本的なことですが、設定の変更や何かを購入するときに使うパスワードは、保護者が最初に設定して渡すこと。通話については、親からの電話は無視しないで必ず出ること。もちろん、知人からの電話にはきちんと応対する。使用時間については、相手の状況や時間を配慮して使える感覚を養えるようにしましょう。

学校生活では、持ち込みや使用は学校のルールに従い、友だちとの生の会話やコミュニケーションを大切にさせます。スマートフォンを壊したら修理や取り換えの費用を負担させることを条件とし、自己責任の意識を持たせましょう。

コメントや書き込みについてですが、人をだましたり、馬鹿にしたりすることにスマートフォンを利用しないモラルを育むこと。もちろん、サイト閲覧についても適切なフィルタリングをかけ、危機回避をしながら使うことを促します。

正しい利用方法として、公共の場では電源を切るかマナーモードにするなど、マナーを守ることを学ばせます。また、自分や友だちの裸の写真を撮り、それを送受信したりネットに流れてしまったりした時の問題の大きさと、取り返しがつかない怖さを教えることも大切です。

写真やビデオの撮影については、何でもかんでも写真や動画にとって記録することよりも、記憶の方が心に長く残ることを伝えましょう。また、スマートフォンに依存してしまわないためにも、時にはスマートフォンを置いて出かけたり、スマートフォンばかり見たり頼ったりしないことが、自分の成長に大切であることを教えます。そして、これらの約束を破るような使い方をした場合は、スマートフォンを一時預かり、親子でじっくり話し合うということも約束させましょう。ルールは常に子どもと会話しながら、成長と必要性に応じて柔軟に変更してあげることが大切です。モラルとマナーを守りながら利用することを教え、手本となる使い方を示すのは大人の役割。保護者同士もコミュニケーションをしながら、一緒に頑張っていきたいですね。

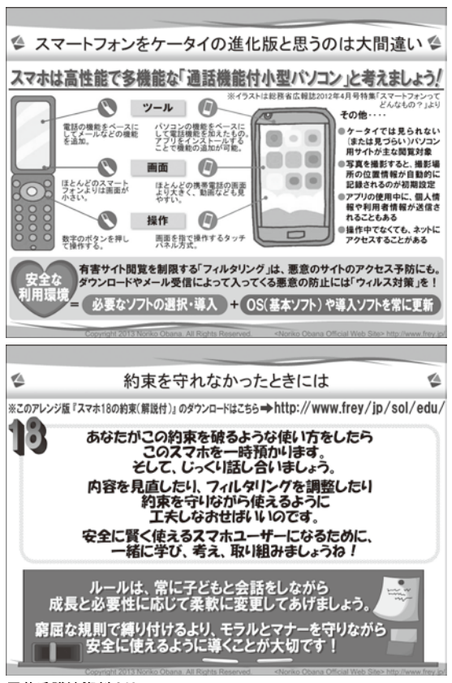

尾花氏講演資料より

パネルディスカッション
子どもたちが情報社会に向き合うために、大人がやるべきこと

パネリスト

尾花　紀子氏
ネット教育アナリスト

小向　太郎氏
早稲田大学大学院
国際情報通信研究科 客員准教授

岡田　直也氏
札幌市教育委員会 指導主事

関根　章文氏
文部科学省 スポーツ・青少年局
参事官（青少年健全育成担当）付
青少年有害環境対策専門官

コーディネーター

曽我　邦彦氏
（社）日本PTA全国協議会 元会長

危ない状況は家庭にある　曽我氏
未だに多い架空請求詐欺　小向氏
教育委員会と業者で警備　岡田氏
相談窓口を地域につくる　関根氏
自分の身を守れる子どもに　尾花氏

曽我　ケータイは携帯電話を指す言葉。スマートフォンは小型のコンピュータのことをいいます。ケータイとスマートフォンは全く違うもので、さらにゲーム機のほとんどがスマートフォンとほぼ同じことができます。今や、携帯音楽プレーヤーも家庭のテレビも同様です。つまりケータイやスマートフォンを持っていなくても、危ない状況は各家庭にあるということを踏まえる必要があります。

小向　青少年保護活動の中でも非常に重要なことの一つですが、セキュリティーに関して、いわゆるサイバー攻撃が非常に巧妙になってきています。標的型攻撃ともいわれ、十分な情報収集をして、いかにもだまされそうな巧妙なメールを出すというものです。クリックすると攻撃者に情報が送信されてしまうといったものです。また現在も架空請求を使った詐欺が多く見られ、青少年保護の観点からも十分に注意が必要であり、子どもとのコミュニケーションを普段から大切にする必要があります。

岡田　札幌市ではネットパトロールを専門業者が行っております。例えば、動画サイトで小学生が自分の動画をアップロードし、それに対しての反響の中で批判的なコメントがあったことからトラブルが発生し、そのことに対して、全国の子どもたちがその応援にまわり収拾がつかなくなるという事例がありました。札幌ではもっと重い事例も数多く起きています。基本的には専門業者と教育委員会と学校が連携しながら警備しています。

曽我　全国で起きていることが、当然、札幌でも起きているということですね。フィルタリングはあくまでも日本の考え方で、世界基準ではありません。ですから日本のケータイではなく、世界基準のスマートフォンを使うのであれば、使い方を教えなくてはいけない。その使い方の範囲で子どもに与えなくてはいけません。

質問者（男性）　日本の場合、ネットに関する罪を犯した人間は、法律でどのような制裁を受けるのでしょうか。また、ケータイを学校に持ち込んではいけない、生きたコミュニケーションを大切にするということは分かりますが、時には必要があるからケータイを隠し持つというケースも見られます。何が正しいのか親として社会として教育委員会として、きちんと子どもたちに伝えてほしいと思っていますがどうするのがいいのでしょう。

質問者（女性）　大人として子どもたちにネットを利用する上でのメリット、デメリットを伝える方法や、学校に何かを要望し動いてもらうためには、どのような活動が効果的でしょうか。

小向　諸外国を見ると、子どもが犯罪の被害に遭いそうになると、親や事業者よりも国家として犯罪者を取り締まることを第一に考えます。取り締まりは徐々に強化されています。日本では、特に青少年の保護については事業者への期待のウエートが非常に重く、自主的な取り組みで安心して使ってもらえる環境をつくろうという努力があってもいいと思います。ただし、自己責任の部分が認識されないようになっては問題です。親も学校や事業者も協力しあいながら、親子で話し合っていくのが大切だと思います。

尾花　子どものネットワークはつながっています。つまり、自分の子どもが正しく使えるようになれば安全でいられるかというと、そんなことはありえないのです。ですから、自分の子どもの仲良しはわが子同様と考え、話を聞いてあげたり、一緒に話し合いをしたりということが重要になってきます。また、好奇心をコントロールする力と危機管理意識を身に付けるには、学校や地域の対応が不可欠です。便利な道具ができたおかげで、私たちの時間には少しだけ余裕が生まれています。その時間をかけて道具を上手に活用し、自分の身を自分で守れる子どもを育てていただきたいと願っています。

岡田　小中学校では学校への携帯電話の持ち込みについて原則禁止としているかと思います。それは教育活動に直接必要のないものは持ち込まないという考えから来ているものです。また、機器類は高額であるため紛失した時の責任はどこにあるのかということも中学生には教えなくてはいけません。小学校低学年には教えるのが少し難しいので、発達の段階に応じて子どもや保護者に説明するようにお願いしています。「学校に動いてもらうには」という話がありましたが、基本的には教頭や校長に相談されるのが良いかと思います。それでも解決に向かわない場合、私ども教育委員会にご連絡いただければ、一緒に考えていくこともできます。

関根　青少年インターネット環境整備法の三つの基本理念を先ほど説明いたしました。青少年に情報モラルをはじめインターネットを適切に活用する能力を習得させる、有害情報閲覧機会の最小化（フィルタリング）、民間の自主的・主体的な取組みを政府が支援することです。また、保護者の責務と義務も重要です。さらに、保護者に対する啓発活動については内閣府を中心に有識者の方々を含め話し合っています。気軽に相談できる窓口が地域にできれば、普及啓発も届くようになり、小さなトラブルは地域で解決することもできると考えられます。そのような存在を保護者の方の協力を得て地域に増やしていくのが重要と考えています。

尾花　子どものネットワークはつながっています。つまり、自分の子どもが正しく使えるようになれば安全でいられるかというと、そんなことはありえないのです。ですから、自分の子どもの仲良しはわが子同様と考え、話を聞いてあげたり、一緒に話し合いをしたりということが重要になってきます。また、好奇心をコントロールする力と危機管理意識を身に付けるには、学校や地域の対応が不可欠です。便利な道具ができたおかげで、私たちの時間には少しだけ余裕が生まれています。その時間をかけて道具を上手に活用し、自分の身を自分で守れる子どもを育てていただきたいと願っています。

1億人のネット宣言
もっとグッドネット

子どもたちの未来につながるインターネット環境をみんなで実現するための合言葉「もっとグッドネット」には3つの目標があります。

❶ネットでも思いやりを持って!
❷社会のルールとマナーを守って!
❸賢く使って、よりよいコミュニケーションを!

安心ネットづくり促進協議会

安心ネットづくり促進協議会は、「青少年が安心かつ安全に、賢くケータイやインターネットを利用できること」を目的に、保護者、利用者、有識者、関係事業者、各種団体、行政等が緊密に連携して、オールジャパンでの普及啓発活動及び調査研究事業を推進しています。特に、急速に利用が広まるスマートフォンにおける青少年の安心・安全の実現に向けて様々な課題に積極的に取り組んでいます。

青少年のスマートフォン利用では、保護者による利用状況の把握や、フィルタリングなどの利用環境づくりが必要です。保護者の3つのポイントとして「利用時期の見極め」「適切な安全対策」「保護者の見守り」が大切です。詳しくは、安心ネットづくり促進協議会 ホームページ「保護者のための青少年のスマホ利用のリスクと対策」をご参照下さい。

安心ネットづくり促進協議会 **http://good-net.jp**（会員数：187　2013年2月1日現在）
<ご相談・お問い合わせ> info@anshinkyo.jp

「子どもの成長に見合った使い方を」

北海道 PTA 連合会会長　**笹谷　純代**

インターネットが普及して、私たちの生活は大きく変わりました。海外ではパソコンでの利用が主なようですが、日本ではケータイやスマートフォンを利用する人が多いようです。私たちはこの便利な道具をどのように利用しているでしょうか?今、子ども達の間で起きているさまざまなトラブル等の問題を考えると、私たち大人の利用の仕方を改めて見つめ直すとともに、まずは最新のネット社会の現状を理解し、共に考え、行動していかなくてはならない、そして、子ども達の成長に見合った使い方を提案し、正しく利用できるように導かなくてはならないと思います。瞬時に世界中の人とつながるこの世界は、その進歩の早さも著しく、一度勉強をしてもすぐに時代遅れとなってしまいます。常にアンテナを張って、敏感でありたいと思います。

企画制作／北海道新聞社広告局